

①海技試験申請に必要な書類

書類番号	申請書類名	記入要領/注意事項
1	受験票	氏名、住所、生年月日、性別、年齢を記入 ※生年月日は西暦で記入（例：19〇〇年〇月〇〇日） 写真2枚（3cm×2.4cm、申請日6ヶ月以内）を貼付 ※写真裏面に氏名、生年月日を記入
2	海技試験申請書 （OCRシート：第10号様式）	折り曲げたり汚したりせず鉛筆で記入。併科の方は受ける試験の種別ごとに作成すること
3	海技試験申請書（二） ※筆記のみの方も記入 併科の方は受ける試験の種別ごとに作成すること	①試験（科目、筆記、身体検査）の免除を受ける方は、 「試験の免除」欄に必要事項を記入 ②船舶職員養成施設卒業者で、乗船履歴の特例等を受ける方は、 学校、施設名、卒業証書番号等を所定欄に記入。 ③海技免状をお持ちの方は「海技免状」、通信・電子通信を受験される方は、 「無線従事者免許証」「船舶局無線従事者証明書」欄に必要事項を記入。 ④口述試験を受験する場合は「乗船履歴」欄に必ず必要事項を記入。
4	手数料納付書	筆記試験、身体検査、口述試験の種別ごとに作成し、過不足のないよう収入印紙を貼付。 ※筆記試験から口述試験まで受けられる方は、筆記試験の手数料のみ添付し、 合格が確認でき次第速やかに身体検査と口述試験の手数料を送付すること。 ※身体検査手数料は、船員法上の指定医による身体検査受診料とは別に必要。
添付書類名		
5	戸籍抄本又は本籍地記載の住民票 （右の①～③のいずれか）	①申請日前1年以内に交付された本籍地記載の住民票（個人番号は省略されたもの） ②戸籍抄本または戸籍記載事項証明書 ③海技免状または小型船舶操縦免許証の写し
6	海技免状（受有者のみ）	海技免状の写し（試験開始までに 原本確認が必要 ）もしくは原本確認のされた写し。
7	無線従事者免許証及び 船舶局無線従事者証明書の写し	※通信・電子通信の受験申請をされる方 試験開始前までに原本確認が必要
8	卒業証明書等	養成施設修了者で、筆記試験免除を受ける方は①と② 養成施設修了者で、乗船履歴の特例を受ける方は①と③と④ ①卒業証明書 ②養成施設修了証明書 ③取得単位証明書 ④訓練記録簿（平成11年4月1日以降に入学したものに限り）
9	海技士身体検査証明書 （第7号様式）	「船員法上の指定医」により試験開始日前6ヶ月以内に受診したもの。 ※1年以内に身体検査に合格し、免除を受ける方は不要です。
10	乗船履歴を証明する書類	「試験開始期日」前15年以内の履歴でかつ5年以内の履歴を含む下記書類 ①船員手帳の写し（試験開始前までに 原本確認が必要 ） ②乗船実習証明書・乗船履歴証明書 ③その他→※下記（注）参照
11	合格証明書	受験される運輸局以外で合格している場合（科目、筆記、身体検査）
12	返信用封筒（郵送申請の場合）	受験票返送用。宛先を記入し、所定の料金の切手を貼った封筒、もしくは レターバックライトを同封すること。

（注）乗船履歴を証明する書類について

- * 船員手帳を持たない方は、船舶所有者の証明書（船舶検査証書（写）、その他勤務記録の写し等も必要）
- * 外国船舶の履歴は、船長サインのある証明に当該国領事館スタンプのある証明書
または、船長サインのある証明書及び外国船舶派遣届出書の写し
- * 一括届出雇入れの場合は、船員手帳と会社の乗船履歴証明書と一括届出許可書の写し

○同時期の定期試験では、級の異同にかかわらず、複数の運輸局で受験することは出来ません。
○口述試験日程表に割り振られている日程で、乗船等により受験できない日がある場合は、船長、機関長又は船舶所有者等の責任者からの願出書を提出（様式はHP記載）することで、試験日を考慮することができます。△希望通りとは限りません

船員法上の指定医はこちら



（R5年11月）

九州運輸局HP



郵送申請の方は切り取ってご利用ください。

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1

九州運輸局海上安全環境部 海技資格課

TEL 092-472-3176

メール：qst-kaigishiken@ki.mlit.go.jp

②海技試験申請に必要な書類（早見表）

試験内容 必要書類の 番号	※養成施設修了者は下の段にございます。 航海・機関 ↓ 1～5級 ↓ 筆記のみ ↓ 1.2.3.4 5.(11).12 ↓ 筆記・口述・身体検査 ↓ 1.2.3.4.5.(6) 9.10.(11).12 6級 ↓ 筆記・身体検査 ↓ 1.2.3.4.5.(6) 9.10.(11).12						
試験内容 必要書類の 番号	養成施設修了者 ↓ 3～5級 ↓ 筆記試験免除のみ受ける ↓ 身体検査・口述 ↓ 1.2.3.4.5.(6) 9.10.(11).12 8-①② ↓ 筆記試験免除と 乗船履歴の特例を受ける ↓ 身体検査・口述 ↓ 1.2.3.4.5.(6) 9.10.(11).12 8-①②③④ 6級 ↓ 筆記試験免除と 乗船履歴の特例を受ける ↓ 身体検査のみ ↓ 1.2.3.4.5.(6) 9.10.(11).12 8-①②③④						
必要書類の 番号	通信・電子通信 ↓ 1.2.3.4.5.(6) 7.9.10.(11).12 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験種別</th><th style="text-align: center;">海技士資格（航海）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級（通信） 2級（通信） 1級（電子通信） 2級（電子通信） 3級（電子通信）</td><td>5級海技士（航海）以上の資格</td></tr> <tr> <td>3級（通信） 4級（電子通信）</td><td>6級海技士（航海）以上の資格</td></tr> </tbody> </table> ※上表の右欄の資格の海技士である場合、 左欄に掲げる資格の筆記試験が免除されます。	試験種別	海技士資格（航海）	1級（通信） 2級（通信） 1級（電子通信） 2級（電子通信） 3級（電子通信）	5級海技士（航海）以上の資格	3級（通信） 4級（電子通信）	6級海技士（航海）以上の資格
試験種別	海技士資格（航海）						
1級（通信） 2級（通信） 1級（電子通信） 2級（電子通信） 3級（電子通信）	5級海技士（航海）以上の資格						
3級（通信） 4級（電子通信）	6級海技士（航海）以上の資格						

※別紙『①海技試験申請に必要な書類』の書類番号を参照。
（ ）については該当する方のみ。